

● その他の改正事項

① 自己負担額の見直し（3割負担の導入）

ア 世代間等の公平性を保ち、介護保険制度を持続させていくという観点から、一部のサービス利用者の自己負担を2割から3割に引き上げる。 ※平成30年8月～

イ 3割負担導入に先がけて、所得区分「一般」の高額介護サービス費の自己負担上限（月額）が引き上げる。 ※平成29年8月～改定済

② 福祉用具貸与価格の見直し

ア 福祉用具貸与については、業者によって異なる貸与価格の見直しを行い、利用者が適正な価格でサービスを受けられるよう見直す。具体的には、国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表し、事業者が全国平均貸与価格と業者の設定価格の両方を提示して利用者に説明することを義務付ける。 ※平成30年10月～

イ 機能や価格帯が異なる商品については、複数を提示することを義務付ける。
※平成30年4月～

③ 新しい介護保険施設「介護医療院」の創設

ア 長期にわたって療養するための医療と、日常生活を送る上での介護を一体的に受けられる介護保険施設として「介護医療院」を創設する。 ※平成30年4月～

イ 現在ある「介護療養病床」については、平成36年度末までに廃止する。

④ 新たに「共生型サービス」を位置づけ

ア 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両制度に新しく「共生型サービス」を位置付ける。 ※平成30年4月～

※平成30年4月からの対象サービスは訪問介護・通所介護・短期入所生活介護